

「那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務」
に関する公募型プロポーザルに係る募集要領

令和6年5月7日

那覇市 企画財務部 情報政策課

1. 背景

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、地方公共団体が利用する基幹業務システムについて、ガバメントクラウド等に構築された標準準拠システムへ移行することとなっている。また、地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】において、地方公共団体は、事業者とガバメントクラウド運用管理補助委託契約を締結し、ガバメントクラウド個別領域権限の一部又は全部を当該事業者に付与し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理の補助を委託することができる旨が示されている。これらの国の動向を踏まえ、本市においては令和7年度末までに標準化対象業務の基幹系システムをガバメントクラウドへ移行することを目指し、標準化に取り組んでいる。

2. 本業務の目的

本業務は、本市庁舎とガバメントクラウド環境へ接続するために必要となる機器及び専用回線の調達及びネットワーク運用管理補助業務を実施し、閉域網経由でガバメントクラウドを利用するものである。

3. 業務概要

(1) 業務名称

「那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務」(以下、「本業務」という。)

(2) 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおり。

- ① ガバメントクラウド接続回線調達業務(以下、「回線調達業務」という。)
- ② ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務(以下、「運用管理補助業務」という。)

(3) 業務に求める要件

別紙1「那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

① 回線調達業務

- ・調 達 期 間:契約締結日から令和6年12月31日まで
- ・試行運用期間:令和7年1月1日から令和7年3月31日まで(3カ月)
- ・回線利用期間:令和7年4月1日から令和12年1月31日(58カ月)

② 運用管理補助業務

- ・構 築 期 間:契約締結日から令和6年12月31日まで
- ・試行運用期間:令和7年1月1日から令和7年3月31日まで(3カ月)
- ・運用保守期間:令和7年4月1日から令和12年1月31日(58カ月)

(5) 提案上限額

119,695,837 円

(内訳)

- ① 回線調達業務に係る経費 86,040,554 円
 - (ア) 調達費用(令和 6 年度):1,807,667 円
 - (イ) 試行運用期間(3カ月):4,142,601 円(月額 1,380,867 円)
 - (ウ) 回線利用(58 カ月):80,090,286 円(月額 1,380,867 円)
- ② 運用管理補助業務に係る経費 33,655,283 円
 - (ア) 構築費用(令和 6 年度):11,959,596 円
 - (イ) 試行運用期間(3カ月):1,067,001 円(月額 355,667 円)
 - (ウ) 運用保守(58 カ月):20,628,686 円(月額 355,667 円)

①・②ともに、各提案上限額内訳を超える見積価額の提案は受付をしない

※消費税及び地方消費税を含む

※採用された企画提案に基づき、業務内容を確認のうえ、契約前に再度見積を求める

※①(ウ)回線利用及び②(ウ)運用保守に係る経費については、当該経費の予算成立を前提に行う事前準備行為である。詳細は「9. その他(5)」を参照すること

(6) 支払方法

調達・構築費用：完了後、一括払い

回線利用料、運用保守料：月額払い

4. 参加要件

(1) 提案事業者参加資格要件

- ① 「3.業務概要(2)」にある①、②の業務を「3.業務概要(5)」に示す提案上限額の範囲内で実施すること。
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。
- ③ 沖縄県内に保守拠点があること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ⑤ 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ⑥ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- ⑨ 都道府県税、市町村税などを完納していること。

⑩ 令和元年(2019年)度以降に、本業務と類似する以下の業務に対して、自治体での受注実績を有すること。(協力連携事業者の実績も含む)

- ・パブリッククラウド環境等への専用線調達及び運用保守業務
- ・パブリッククラウド環境等でのネットワーク構築及び運用保守業務

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者との連携を行う場合、必要な参加資格を満たし、プロジェクト管理、構築及び運用管理保守等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業体制を求める。なお、協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

5. スケジュール

令和6年5月7日 公告

令和6年5月17日午後5時まで 質問書提出期限

令和6年5月22日(予定) 質問書に対する回答

令和6年5月7日から令和6年6月3日17時まで 参加申込書等提出期間

令和6年6月4日 参加資格確認・結果通知

令和6年6月5日から令和6年6月17日17時まで 提案書提出期間

令和6年6月18日 プレゼンテーション案内通知

令和6年7月1日(予定) プレゼンテーション

プレゼンテーション翌営業日 審査結果通知

令和6年7月中(予定) 契約締結

※プレゼンテーションの日程については、あくまで予定となっており、日程変更が生じた場合は、参加資格確認・結果通知の際に改めて変更後の日程を示すものとする。

6. 提案に関する事項

(1) 参加表明書等の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書を所定の様式により提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

- ① 提出期限:令和6年6月3日(月)17時までに提出、又は郵送必着
- ② 提出先:「7 照会先」に定める照会先
- ③ 提出物:下表のとおり

※協力連携事業者がある場合、B、C、E、I、J、M、N、O、Pは協力連携事業者も同様に提出すること。

	資料名	備考
A	参加表明書(様式1)	
B	会社概要(様式2)	

C	誓約書(守秘義務)(様式 3)	
D	協力連携事業者予定調書(様式 4)	
E	プライバシーマーク又は ISMS の認証を証するもの(写し)	
F	4(1)③を満たしていることがわかる書類	
G	業務実績証明書(様式 5)	導入実績を証明できる書類(件名、契約期間、契約相手及び業務内容がわかる契約書等の抜粋の写し)を添付
H	委任状(様式 6)	代理人への委任が必要な場合
I	誓約書(暴力団等)(様式 7)	
J	使用印鑑届(様式 8)	代表者印以外を使用する場合
K	印鑑証明書	
L	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
M	消費税納税証明書(滞納のない証明書)	
N	都道府県税納税証明書(滞納のない証明書)	
O	市町村税納税証明書(滞納のない証明書)	
P	財務諸表	最新のもの

※那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしている者は H~P は省略可。

(2) 提案に係る提出書類

① 提出期限:令和 6 年 6 月 17 日(月)17 時まで提出。※郵送不可

※参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

※提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

② 提出先:「7.照会先」に同じ

③ 提出物一覧

	資料名	部数
A	提案提出書(様式 9)	1部 ※押印箇所には代表者印又は使用印を押印すること。 ※プレゼンテーション用として B、C、D、E の写しを別途 7 部用意すること。
B	提案書	
C	仕様要件確認書(様式 10)	

D	費用見積書	※資料毎にインデックス等を付け見易さに配慮すること
E	価格提案書(様式 11)	
F	CD-ROM	1部 上記 A～E について、全て PDF 化等すること

④ 提出物詳細 :以下のとおり

A)提案提出書(様式 9)

押印箇所には代表者印を押印すること。

B) 提案書(指定様式なし)

提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙2「那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務に関する公募型プロポーザルに係る提案書作成要領」(以下、「提案書作成要領」という。)に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。

C)仕様要件確認書(様式 10)

各要件の対応可否を「◎、○、△、×」を記述し、提案内容の対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙(A4サイズ任意様式)の添付でも差し支えない。

「◎」 標準で対応可能

「○」 代替手法で対応可能(無償) (備考欄に代替方法を記入すること。)

「△」 有償で対応可能 (備考欄に税込金額を記入すること。提案額と有償対応額の合計が提案上限額を超える場合や、有償対応の内容によっては「×」とみなす。)

「×」 対応不可(要求レベルが「必須」となっているものについて、「×」の場合は、原則選定されない。)

D)費用見積書(指定様式なし)

提案する本業務に必要な費用を見積、以下の内容に従って作成すること。

① 回線調達業務

調達費用、試行運用期間(3ヵ月分)費用及び回線利用料(58 ヲ月分)ごとの費用と総額、同回線利用料の月額を記載すること。

② 運用管理補助業務

構築費用、試行運用期間(3ヵ月分)費用及び運用保守料(58 ヲ月分)ごとの費用と総額、同運用保守料の月額を記載すること。

E) 価格提案書(様式 11)

上記費用見積書に記載した費用見積を年度別に記載すること。

F) CD-ROM

上記 A から E を Microsoft Office で読み込み可能な Word、Excel、Power Point 又は PDF で作成することし、CD-ROM で提出すること。(PDF で作成する場合、文字検索が可能な状態で作成すること。)

(3) 提案依頼書に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

- ① 受付期間:令和 6 年 5 月 7 日(火)～令和 6 年 5 月 17 日(金)17 時
- ② 提出方法:「7.照会先」に定める照会先宛てに質問書(様式 12)を Word データにて電子メールで提出する。
- ③ 回答方法:令和 6 年 5 月 22 日(水)までに那覇市公式ホームページへ回答書を掲載する。

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、代表者の署名、押印がされた任意の書式により申し出ること

(5) 提案の無効

- ① 「4.参加要件」の条件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 見積書が提案上限額を超過した場合
- ⑥ 見積書と内訳書の価格が一致しない場合
- ⑦ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字がある場合。あるいは認識しがたい見積、又は金額を訂正した見積をした場合
- ⑧ 談合その他不正行為があった場合

7. 照会先

那覇市 企画財務部 情報政策課 標準化グループ

担 当:仲井間、宮城、仲宗根

所在地:〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市本庁舎 6 階

電 話:098-862-0350(内 2138)

F A X:098-862-0619

E-Mail:エム・ジ・エフ・イ・エフ・オ・セ・ロ・ボM-JYOH0001@city.naha.lg.jp

8. 提案審査評価及び選定に関する事項

(1) 審査区分及び審査方法

審査は提案審査、価格審査の 2 区分で実施するものとし、別紙 3「那覇市ガバメントクラウド接続及びネットワーク運用管理補助業務に関する公募型プロポーザル提案審査評価基準書」に沿って提案内容の審査を行う。審査区分、審査方法は以下のとおり。

	審査区分	審査方法
A	提案審査	提案書の書類審査とプレゼンテーションによる審査を行う

B	価格審査	費用見積額による価格点の算出を行う
---	------	-------------------

(2) 配点

審査点は 300 点満点とし、審査区分における配点は次のとおり。

- A 提案審査 200 点
- B 価格審査 100 点

(3) 提案審査の実施

実施期日：令和 6 年 7 月 1 日(月)

実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室 予定

時 間：35 分以内(プレゼン20分、質疑応答 15 分)

内 容：プレゼンテーションによる「提案書」の内容評価

※プレゼンテーション時に資料の追加提出は認めない

そ の 他：・ディスプレイのみ事務局にて用意する。

・プレゼンテーションに必要なものは持参すること。(接続端子は HDMI 端子のみ)

(4) 価格審査の実施

見積価格に応じ点数化する。提案上限額総額(119,695,837 円)から 398,986 円(提案上限額総額÷300 点)単位で減額ごとに 1 点を加点とし、提案上限額総額との差額が 39,898,600 円(398,986 円×100 点)以上の場合、価格点満点(100 点)とする。採点の際に発生した小数点以下は切り捨てとする。

(5) 審査結果の公表

結果については、選定後、速やかにホームページにより公表する。その内容は優先交渉権者名及び次点交渉権者名のみとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

(6) 優先交渉権者の決定

審査の結果において、順位を第一位とした委員の数が最も多い事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第一位とした委員の数が次に多い事業者を次点交渉権者に選定する。ただし、優先交渉権者とする提案者は委員の持ち点の合計(提案審査=200 点×委員数※価格審査点は除く)の 6 割以上を獲得していなければならない。

(7) 契約保証金

優先交渉権者と協議のうえ、契約締結に至った場合、那覇市契約規則第 29 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を徴するものとする。ただし、過去 2 年の間に本業務の内容をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結した実績がある場合は免除する。

9. その他

(1) 注意事項

- ① 提案者は1つの提案のみ行うこと(複数提案の提供は不可)
- ② 提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。また、やむを得ない理由などにより、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 提供された提案書類一式は返却しないものとする。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはあるが、提案者に断りなく他地方公共団体や他社への配布は行わない。
- ④ 応募者が5者を超える場合は、書類審査を行い、審査対象となる5事業者を選定するものとし、選外となった者については、別途通知する。

(2) 著作権等の権利

提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した提案書については、本市が必要と認める場合には、本市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(3) 言語及び通貨単位

本公募型プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 補助金交付決定後の契約について

本公募型プロポーザルにおける選定事業者との契約については、デジタル基盤改革支援補助金における交付決定があり次第、契約を締結する。

(5) 次年度開始前準備行為

本公募型プロポーザルの提案業務のうち、令和7年度以降の回線利用及び運用保守に係る経費(以下、「所要経費」という。)については、所要経費に係る予算成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、当該予算が成立次第、選定事業者と契約を締結する予定である。このため、当該予算が成立しなかった場合には、契約を締結しない。この場合、本公募型プロポーザルに要したすべての費用について、本市に請求することが出来ず、参加者の負担となるため、事前にご了承ください。